

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

中国（山口）厚生年金 事案 2933

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から同年11月1日まで

私は、A社に入社し、途中から同社の関連会社であるB社に異動したが、勤務場所も業務内容も変わることなく継続して勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人と同じ時期に、A社からB社に異動している同僚の給与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務し（昭和52年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和52年11月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、A社において厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日で

ある昭和 52 年 10 月 1 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日等を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案 2936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和52年12月1日にA社からC社に異動し、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社及びC社から提出された賃金台帳並びに両社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し（昭和52年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳における昭和52年11月の厚生年金保険料控除額の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者A氏における船員保険被保険者資格取得日は昭和29年7月1日、資格喪失日は同年8月17日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年5月から同年10月まで
② 昭和32年4月から33年4月まで

申立期間①については、B社のC丸に乗船勤務した。健康保険証を受け取った記憶があるので、船員保険にも加入していたはずであり、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、D社に製品の配達員として勤務した。健康保険証を受け取った記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が乗船していたとするC丸を所有するA氏は、申立期間①において、船員保険の適用船舶所有者であったことが確認できる上、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「申立人の勤務期間は不明だが、申立人がC丸に乗船していたことは覚えている。」と供述しているとともに、申立人の勤務内容等に関する供述が具体的で、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において申立期間①に被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述とほぼ一致することから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、申立期間①当時、C丸に乗船勤務していたことが推認できる。

また、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の旧姓と

同姓で、名前及び生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和 29 年 7 月 1 日、資格喪失日は同年 8 月 17 日）が確認できる上、申立人を記憶している上記の同僚は、「自分が乗船していた期間に、申立人と同姓の人は、申立人以外知らない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 29 年 7 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 17 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 29 年 5 月から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 17 日から同年 10 月までの期間については、C 丸の船舶所有者である A 氏は既に死亡しており、当該期間当時に船舶所有者 A 氏において船員保険被保険者の記録がある複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立人が申立期間①のうち、昭和 29 年 5 月から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 17 日から同年 10 月までの期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①のうち、昭和 29 年 5 月から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 17 日から同年 10 月までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、D 社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の供述から、勤務時期の特定はできないものの、申立人が当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D 社は、申立期間②当時の資料が残っておらず、当時の状況は不明であると回答している上、申立期間②当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚に照会したが、上記の同僚以外は申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人については、D 社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社から同社の関連会社であるB社に転籍したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同じ場所で継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時における取締役の証言から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和46年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料等はないものの、保険料を納付したと思うと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に

充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）国民年金 事案 1473

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年4月から51年12月まで

私は、夫の国民年金保険料を納付するためにA市役所に行った際に、職員から、「今、国民年金に加入すると、大学卒業時に遡って保険料を納付できる特例があるので、加入したほうが良い。」と勧誘され、時期は覚えていないが、後日、国民年金に加入した。

未納期間の国民年金保険料を一括で納付することは大変だったので、分割で納付できるよう依頼し、送られてきた納付書により分割で納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人に係る国民年金被保険者台帳に記載された手帳交付年月日から、昭和54年4月頃に払い出されたものと推認され、申立人は、この頃に加入手続を行い、大学を卒業した翌月の46年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したとみられるところ、当該加入手続が行われた時期は、国民年金保険料の第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料は、特例納付により納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料を2回又は3回に分割して納付し、1回目の納付額は3万円くらいだったと記憶しているが、その金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付する場合の金額と大きく乖離^{かいり}している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所で納付したと記憶

しているが、特例納付保険料はA市役所では納付することができず、申立人の記憶は明確でない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間は国民年金保険料を納付した記録となっていないほか、加入手続を行った時点（昭和54年4月頃）で過年度保険料として納付可能であった昭和52年1月から53年3月までの保険料のうち、52年1月から同年3月までの保険料を54年4月に、52年4月から53年3月までの保険料を54年7月に納付していることが確認できることから、申立人は、当該過年度保険料の納付の記憶と混同している可能性も考えられる。

加えて、オンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1474

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続をした時期は覚えていないが、居住していた地区の婦人会の人に勧められて国民年金に加入し、婦人会の集金人にその月の保険料と申立期間の保険料を 1 月分ずつ毎月一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の被保険者の資格取得日等から、昭和 39 年 9 月から同年 10 月頃に払い出されたものと推認でき、この時期に加入手続が行われ、国民年金が始まった 36 年 4 月に遡って被保険者資格を取得したものとみられるところ、当該加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

また、申立人は、生まれてから現在まで継続して A 市に居住しており、同市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人に係る国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立期間の国民年金保険料の納付は記録されておらず、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2934（広島厚生年金事案 211 及び 1859 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 16 日から 34 年 2 月まで

私は、昭和 32 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、34 年 2 月頃に退職した。

退職の際、事業主が、厚生年金保険の被保険者資格を遡って昭和 33 年 1 月 16 日付けで喪失したことにしたのではないかと思う。

今回、申立期間において、私が A 社に勤務していたと陳述する同僚の上申書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 32 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、33 年 1 月 16 日に同資格を喪失したことが記録され、同年 1 月 18 日に健康保険被保険者証を返納したことを示す記載がある上、同社から提出された当時の厚生年金保険資格喪失届によると、申立人及び他の一人について、同年 1 月 16 日に資格喪失した旨の届出が同月 17 日付けで社会保険事務所（当時）に提出され、社会保険事務所では、同年 2 月 1 日に資格喪失の確認決定を行っていることが確認でき、いずれの記録にも不自然な点は見られず、申立人が主張する「遡って資格喪失をした」形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が半年間修行に行っていたとする C 社と A 社は取引関係にあったことは確認できたが、両社の事業主とも既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の雇用関係、給与支払等について事実関係を確認することができないとして、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 9 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについては、申立人は、A 社における同僚及び隣接する別会社

に勤務していたとする知人二人の名前を挙げたところ、i) これら同僚等から、当時の申立人の雇用関係等について具体的に確認することができないこと、ii) B社では、「申立期間当時の人事記録、帳簿類は残っていないが、申立人が勤務した期間は、昭和32年4月1日から33年1月15日までである。」と回答しており、申立人の記憶する同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を確認しても、申立人に係る届出と同様、不自然な点は見受けられないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成23年2月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間において、申立人がA社に勤務していたと陳述した同僚の上申書を提出しており、当該上申書の記述及び当該同僚からの補足聴取結果を加えて、再検討したが、申立期間当時における申立人とA社との雇用関係及び給与支払等について、事実関係を確認することはできない。

また、申立期間当時、A社及びC社において厚生年金保険の加入記録のある同僚等に改めて照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

このほか、広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2935

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 9 月 8 日まで
② 昭和 49 年 9 月 8 日から 50 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 6 月から 50 年 7 月まで A 社に勤務した。このうち、申立期間①について、厚生年金保険の加入記録はあるが、当該期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低くなっている。また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が、A 社から実際に支給されていた給与額より低くなっていると主張している。

しかしながら、A 社は既に廃業し、申立期間当時の事業主は死亡しており、同社の清算人からは回答が得られない上、申立人は、給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したところ、申立期間①当時、同社において、申立人と同じ職種であったとみられる複数の同僚の標準報酬月額に比べて、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A 社に係る申立人の被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A社から支給された給与額が記載されているとして、当時の現金出納を記録したノートを提出している。

しかしながら、当該ノートには、昭和49年10月から51年1月までの期間と推認される現金出納が記録されているが、49年10月から50年1月までの期間については、給与が支給されていることを示す記載が無い上、同年2月から同年7月までの期間については、記載された給与額はいずれも端数が無いものであり、厚生年金保険料を含む社会保険料等を引き去りされていたものであるとは考え難いことから、当該ノートにおける給与額の記載から、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社に係る申立人の被保険者原票には、被保険者資格の喪失日が昭和49年9月8日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立人の雇用保険の離職日に係る記録とも一致している。

さらに、当該被保険者原票における療養給付欄の健康保険継続療養証明書の記録からも、申立人が、申立期間②において、厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2941（鳥取厚生年金事案 553 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 35 年 4 月まで
② 昭和 35 年 4 月から同年 7 月 1 日まで

申立期間①については、A法人にB職として勤務し、また、申立期間②については、C社にD職として勤務した。前回、申立期間①及び②について申し立てたが、第三者委員会から、記録の訂正は認められないとの通知があった。

前回の第三者委員会の結論は、申立期間①については、同僚一人の供述だけから判断されたものと思われるので、納得できない。今回、裏面に日付等が記載された写真を新たに提出するので、もう一度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立てに係る事業所の承継事業所が保管する履歴カードにより、申立人が申立てに係る事業所に昭和 29 年 5 月 26 日から 32 年 1 月 1 日までは勤務していたことが確認できるものの、承継事業所は、「申立人に関する資料は当該カードのみであり、申立期間当時の勤務状況や給与形態については不明である。」としており、厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人が所持する写真により確認できる上司及び同僚について、申立てに係る事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同僚の一人は、「給与は歩合給で、勤務時間の拘束も無く、給与から社会保険料の控除が無かった。」と供述していること、iii) 申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見当たらないことなどから、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立てに係る事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 13 人のうち、照会に回答のあった 9 人全員が申立人を記憶していないこと

から、申立人の勤務状況等を確認することができないこと、ii) 申立てに係る事業所の承継事業所は、「申立人の在籍を確認できる資料は、既に廃棄している。」と回答している上、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見当たらないことなどから、既に年金記録確認鳥取地方第三者委員会（当時。以下「鳥取委員会」という。）の決定に基づき、平成24年7月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について、同僚一人の供述のみで判断されたと思われると主張しているが、上述したとおり、同僚一人の供述のみで判断したものではない。

また、申立人は、申立期間①について、新たに裏面に日付等が記載された写真を提出しているが、当該写真から、申立人の当該期間における申立てに係る事業所への勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人から新たな資料は提出されておらず、申立期間①及び②について、鳥取委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から 15 年 1 月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額より低くなっている。雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から、当時、月額 22 万円程度の給与が支給されていたことが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額により、申立人の離職（平成 15 年 2 月 15 日）前 6 か月間の平均給与月額は、21 万円から 22 万円であったことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成 17 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役は、申立期間の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の給与から控除していた厚生年金保険料額は不明であると回答していることから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。